

なお、これらの個人情報の取得又は提供の際には、なるべく本人を介して行うこと及び本人の同意を得るに当たっては個別に明示の同意を得ることが望ましい。

## (2) 事業場内産業保健スタッフによる情報の加工

事業場内産業保健スタッフは、労働者本人や管理監督者からの相談対応の際などメンタルヘルスに関する労働者の個人情報が集まることとなるため、次に掲げるところにより、個人情報の取扱いについて特に留意する必要がある。

- ① 産業医等が、相談窓口や面接指導等により知り得た健康情報を含む労働者の個人情報を事業者等に提供する場合には、提供する情報の範囲と提供先を必要最小限とすること。その一方で、産業医等は、当該労働者の健康を確保するための就業上の措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるように、集約・整理・解釈するなど適切に加工した上で提供すること。
- ② 事業者は、メンタルヘルスに関する労働者の個人情報を取り扱う際に、診断名や検査値等の生データの取扱いについては、産業医や保健師等に行わせることが望ましいこと。特に、誤解や偏見を生じるおそれのある精神障害を示す病名に関する情報は、慎重に取り扱うことが必要であること。

## (3) 健康情報の取扱いに関する事業場内における取り決め

健康情報の保護に関して、医師や保健師等については、法令で守秘義務が課されており、また、労働安全衛生法では、健康診断又は面接指導の実施に関する事務を取り扱う者に対する守秘義務を課している。しかしながら、メンタルヘルスケアの実施においては、これら法令で守秘義務が課される者以外の者が健康診断又は面接指導の実施以外の機会に健康情報を含む労働者の個人情報を取り扱うこともあることから、事業者は、衛生委員会等での審議を踏まえ、これらの個人情報を取り扱う者及びその権限、取り扱う情報の範囲、個人情報管理責任者の選任、事業場内産業保健スタッフによる生データの加工、個人情報を取り扱う者の守秘義務等について、あらかじめ事業場内の規程等により取り決めることが望ましい。

さらに、事業者は、これら個人情報を取り扱うすべての者を対象に当該規程等を周知するとともに、健康情報を慎重に取り扱うことの重要性や望ましい取扱い方法についての教育を実施することが望ましい。

## 8 小規模事業場におけるメンタルヘルスケアの取組の留意事項

常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場では、メンタルヘルスケアを推進するに当たって、必要な事業場内産業保健スタッフが確保できない場合が多い。このような事業場では、事業者は、衛生推進者又は安全衛生推進者を事業場内メンタルヘルス推進担当者として選任するとともに、地域産業保健センター等の事業場外資源の提供する支援等を積極的に活用し取り組むことが望ましい。また、メンタルヘルスケアの実施に当たっては、事業者はメンタルヘルスケアを積極的に実施することを表明し、セルフケア、ラインによるケアを中心として、実施可能なところから着実に取組を進めることが望ましい。

## 9 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① **ライン**  
日常的に労働者と接する、職場の管理監督者（上司その他労働者を指揮命令する者）をいう。
- ② **産業医等**  
産業医その他労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。
- ③ **衛生管理者等**  
衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。
- ④ **事業場内産業保健スタッフ**  
産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。
- ⑤ **心の健康づくり専門スタッフ**  
精神科・心療内科等の医師、心理職等をいう。
- ⑥ **事業場内産業保健スタッフ等**  
事業場内産業保健スタッフ及び事業場内の心の健康づくり専門スタッフ、人事労務管理スタッフ等をいう。
- ⑦ **事業場外資源**  
事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関及び専門家をいう。
- ⑧ **メンタルヘルス不調**  
精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

### (参考) 労働安全衛生法

#### 第69条（健康教育等）

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

#### 2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

#### 第70条（体育活動等についての便宜供与等）

事業者は、前条第1項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### 第70条の2（健康の保持増進のための指針の公表等）

厚生労働大臣は、第69条第1項の事業者が講ずべき健康の保持増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### (参考) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

#### 第45条（労働安全衛生法の適用に関する特例等）一部抜粋

労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（略）第2条第3号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第3条第1項（略）第69条及び第70条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

# メンタルヘルス対策支援センター

全国47都道府県に設置された「メンタルヘルス対策支援センター」において、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までのメンタルヘルス対策全般について対応する総合相談等を行います。

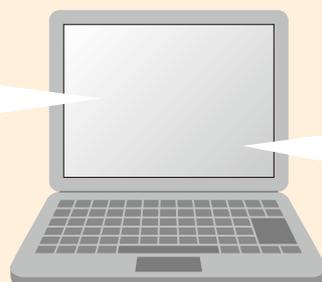
都道府県名	電話番号	都道府県名	電話番号
北海道	011-242-7708	滋賀	077-526-8282
青森	017-731-3682	京都	075-212-7789
岩手	019-652-1466	大阪	06-6944-0971
宮城	022-267-4671	兵庫	078-221-1595
秋田	018-836-3967	奈良	0742-25-3103
山形	023-674-0770	和歌山	073-488-7310
福島	024-529-6150	鳥取	0857-20-2039
茨城	029-300-6030	島根	0852-59-5804
栃木	028-650-2295	岡山	086-212-1266
群馬	027-289-3110	広島	082-223-6617
埼玉	048-815-5777	山口	083-941-5477
千葉	043-202-3640	徳島	088-656-3016
東京	03-5211-4483	香川	087-813-0230
神奈川	045-410-4761	愛媛	089-915-1710
新潟	025-201-9121	高知	088-855-3061
富山	076-441-6671	福岡	092-986-4621
石川	076-265-3886	佐賀	0952-22-7745
福井	0776-27-6417	長崎	095-848-1150
長野	026-223-0410	熊本	096-359-9570
山梨	055-220-7040	大分	097-533-8300
岐阜	058-264-0562	宮崎	0985-22-7626
静岡	054-260-5800	鹿児島	099-802-1695
愛知	052-973-0040	沖縄	098-859-3648
三重	059-213-6388		

## お知らせ Webでメンタルヘルス対策! ご活用ください!

### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト(こころの耳)

事業者、労働者等を対象にメンタルヘルス対策等の情報を掲載

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



### メンタルヘルス対策に係る自主点検票

事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況を点検するためのツール

[http://www.jisha.or.jp/](http://www.jisha.or.jp/web_chk/mh/index.html)

[web\\_chk/mh/index.html](http://www.jisha.or.jp/web_chk/mh/index.html)